

建設業者各位  
建設関連業者各位

青森県県土整備部長

平成21年度青森県入札・発注制度の改善について（通知）

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、建設工事等の入札・発注制度については、公正な競争の促進と透明性の向上を図るため、これまでも積極的に改善に取り組んできたところですが、平成21年4月1日からは、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

- 1 建設工事における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引上げ  
適正な価格での契約を推進するため、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルが見直しされたことを踏まえ、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を引き上げます。
  - (1) 対象工事  
最低制限価格制度＝設計額5千万円未満の工事  
低入札価格調査制度＝設計額5千万円以上の工事
  - (2) 算定方式  
最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方式  
直接工事費の95パーセントの額  
共通仮設費の90パーセントの額  
現場管理費の60パーセントの額  
一般管理費の30パーセントの額  
上記の額の合計額に消費税（5パーセント）を加算した額とする。  
ただし、上限を設計額の85パーセント、下限を設計額の80パーセントとする。
- 2 建設関連業務における最低制限価格制度の導入  
著しく低い価格での入札を排除し適正な履行を確保するため、建設関連業務の入札に最低制限価格を設定します。

(1) 対象業務

設計額500万円以上の建設関連業務

(2) 算定方式

① 測量業務

直接測量費の額

測量調査費の額

諸経費の30パーセントの額

上記の額の合計額に消費税（5パーセント）を加算した額とする。

ただし、上限を設計額の80パーセント、下限を設計額の60パーセントとする。

② 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費の額

特別経費の額

技術料等経費の50パーセントの額

諸経費の50パーセントの額

上記の額の合計額に消費税（5パーセント）を加算した額とする。

ただし、上限を設計額の80パーセント、下限を設計額の60パーセントとする。

③ 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費の額

直接経費の額

技術経費の50パーセントの額

諸経費の50パーセントの額

上記の額の合計額に消費税（5パーセント）を加算した額とする。

ただし、上限を設計額の80パーセント、下限を設計額の60パーセントとする。

④ 地質調査業務

直接調査費の額

間接調査費の額

解析等調査業務費の70パーセントの額

諸経費の30パーセントの額

上記の額の合計額に消費税（5パーセント）を加算した額とする。

ただし、上限を設計額の80パーセント、下限を設計額の60パーセントとする。

⑤ 補償関係コンサルタント業務

直接人件費の額

直接経費の額

技術経費の50パーセントの額

諸経費の50パーセントの額

上記の額の合計額に消費税（5パーセント）を加算した額とする。

ただし、上限を設計額の80パーセント、下限を設計額の60パーセント

とする。

### 3 条件付き一般競争入札における不良不適格業者の排除

#### (1) 入札ボンドの導入

適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備するため、既存の入札保証金制度を活用して入札ボンドを試行します。

##### ① 対象工事

条件付き一般競争入札で実施する設計額4億円以上の工事

##### ② 導入方法

これまで、一律に免除していた入札保証金を、対象工事についてはその納付を求め、その際に入札ボンドの提出があれば、入札保証金を免除することとします。

#### (2) 会社更生法又は民事再生法申立て業者の再認定、暴力団関係業者の排除

契約の適正な履行を確保するため、経営状況が不健全と認められる「会社更生法又は民事再生法の申立てをして県の再認定を受けていない業者」及び「暴力団に関する業者」を排除するための要件を条件付き一般競争入札の入札参加資格に加えます。